

# 私学・臨時教員の解雇撤回裁判で画期的判決を実現!! 原告3人の新たな決意

青森・東奥学園高校解雇事件

最高裁決定を受けて 職場復帰 そして4月から専任教員に！

原告 長内 佑輔

2008年6月11日に青森地裁で第1回裁判がはじまり、2011年1月27日の最高裁上告棄却の決定が出されるまでに、約3年の月日がたちました。この間東奥学園教職員組合をはじめとする、青森私教連、県労連、東青労連、各労組、そして戻す会会員になっていただいている方々には、言葉にあらわせないほどお世話になったことをひしひしと感じています。

裁判のことを振り返ってみて、一番印象に残っているのは、やはり2010年3月19日の仙台高裁において逆転勝利判決を受けた時のことです。この日まで、数多くの方が傍聴支援に駆けつけていただき、非常に大きな励みになったことを思い出します。青森地裁の悪いイメージを残したまま、この日を迎えていたのですが、判決が読み上げられるたびに、傍聴席から聞こえてくる「よし」という声は今でも鮮明に記憶に残っています。そして、その歓喜の瞬間とともに、闘いをはじめた意義をようやく自分自身で理解できたことを感じ、それとともに、肩の荷が少し軽くなっていったように感じました。応援してくださっている方々に対して、良い結果を残せたことで本当に安心することができました。

しかし、私自身は裁判闘争に立ち上がったということだけで、実際は弁護士の先生方や東奥学園教職員組合をはじめとする様々な方々の団結による支援によって勝ち取ったものだと感じています。

先程も述べた多くの傍聴支援やあいさつ運動での支援の輪が力となり、2011年2月8日からの職場復帰という最高の形に結びついていると思います。最高裁上告棄却決定後、職場復帰までに少し時間が経ってしまったのは、東奥学園理事会の対応に問題があったためでした。一般的にこのような場合は、双方の代理人間で交渉を進めていくものですが、理事会は新たな「辞令」「労働通知書」を渡そうとしてきました。「労働通知書」の内容にも問題点があったのですが、それより「辞令」には「臨時常勤講師」という「学校法人東奥学園臨時教職員就業規則」にはない職名が記載してありました。東奥学園理事会の、最高裁棄却とい決定を真摯に受け止めていない姿勢には憤りを感じました。しかしながら、様々な集会等を通して再三発言させていただいた、職場復帰を実現できたことは、今後の非正規労働者の方々の闘いために、何らかの力を与えるものだと信じています。職場に戻って、私は常に理事会のメンバーが監視している状況にあり、業務も生徒に接する機会が少ないので、とにかく来年度のために今を過ごしている状態です。あまり周りを意識しすぎると、自分自身を見失ってしまいそうなので、目の前にあることだけに集中するようにしていきたいです。

本当にたくさんの支援者の方々をはじめとする関係各位には、感謝の念でいっぱいです。

これからは、正規採用の要求という次のステップへ足を踏み出しています。この問題に関して、2011年2月23日に団体交渉を行ったのですが、現段階での理事会の回答は来年度も常勤講師で考えているそうです。その根拠は、経営が厳しくなると予想されると主張していますが、実際は、具体的な資料も示される訳でもありません。東奥学園教職員組合側からは、裁判で2008年に不当な雇い止めであると判断されているのだから、その時点にさかのぼって考えていくべきであると主張しています。しかも、この約3年間で存在していた男性常勤講師は皆、正規採用になっています。なぜ私だけが、来年度も常勤講師なら8年目になるのですが、そのような待遇なのか、理事会に質問をしても、何らかの返答もできない状態でした。本当に差別をされているとしか思えませんでした。理由もまともに返答できない理事会が高校という教育機関の経営陣であることに、身内としての恥ずかしさも覚えました。ただ、私自身は、初心へかえり「何事にも一生懸命取り組み、日々努力することによって正規採用への道がひらける」ということを信じ、これから過ごしていきたいと思っておりました。しかし、2011年3月7日に急展開を迎えることになりました。

この間、県労委に対して高校内で毎週木曜日に行われている執行委員会へ参加するために校内へ立ち入りの救済申立を行っていました。この日は、3回目の調査期日になっていて、和解交渉が行われていたのですが、こちら側から和解内容に専任採用の要求も主張していたので大方決裂に終わると予想していました。しかし、理事会側は手の平を返し、それに応じる姿勢を表してきました。いきなりの対応だったため、驚きました。最終的には、2011年4月1日付けで専任採用とすることとし、それを前提に労働条件等の協議を行うものとするという内容（その他にも、給料は給与規定に基づく「専任の教員」の8年目の額とする等がある）で、和解協定に至りました。

ただ、理事会の責任問題やこれからの対応次第では、新たな闘いが始まることも予想されますが、その際は、今までと同様にお力をかしていただきたいと、誠に勝手ではありませんが、お願いしたいと思います。

本当に言葉では、伝えることのできない感謝の気持ちがたくさんあります。これからも皆様と歩いていくとともに、山積する様々な問題に共に取り組んでいく決意を述べて終わりたいと思います。 [2011年3月記]

\* \* \*

## 新潟・加茂暁星高校解雇事件

### 非常勤講師解雇撤回裁判を闘うに当たって

原告 赤井 くるみ（非常勤講師）

#### 【事件の概要】

2004年に新潟県公立高校を定年退職した校長が、翌年には同様に副校長が天下ってきました。校長のワンマン体制を確立するために一方的な就業規則の変更、校務分

掌の任命化、職員会議の形骸化、一時金の大幅カットなどが強行され、明るい学校が管理職の上意下達、パワーハラスメントの横行する学校へと変えられてしまいました。また、理念のない教育内容の変更はあとをたたず、カリキュラムの変更、生徒への評価基準の変更、登校困難な生徒に対する特別指導体制の廃止、さらにIT(商業)科の廃止、授業料値上げと生徒不在の学校運営を行っています。

2007年3月、非常勤講師19名のうち12名を雇い止めにしました。これは、「ゆきとどいた教育を維持したい」という組合の要求によって35年以上前に決められた専任教員の授業持ち時間数を一気に増やすことによってなされました。解雇通告を受けたうち二人の非常勤講師は25年、17年と勤め続け、暁星高校の教育を専任教員とともに支え続けてきました。より丁寧な対応が必要な生徒が増えている中で、このような専任教員の急激な労働強化は教育内容の低下を招きかねないと考え、二人は学園側に説明を求めました。しかし、学園側は1年契約だから何の説明も必要としないと会うことさえ拒否し解雇したのです。このような不誠実な対応に対し、加茂暁星高校職員組合も二人の組合加盟を認め、ともに闘うことを決めました。新潟県労働委員会の個別あっせん、団体交渉でも学園側は誠意のない態度に終始しました。そこで2007年12月「地位の確認(解雇撤回)」を求めて新潟地裁に提訴しました。

「難しい、意義で闘うなら価値はあるけれども...」、代理人はじめ周りの誰もが言った裁判でした。非常勤講師は1年契約なので、単純な雇止めではなく、不当な解雇であると認めてもらうためには、まず、雇用の継続が当たり前であるということ、さらにその上、この解雇は不当であるということを認めてもらわなくてはいけなかったのです。これを3年間の闘いの中で、多くの方々の支援を得ながら、また世論の追い風を感じながら実証し、昨年12月22日勝利判決を得ました。

私たちは、教育労働者として授業時間外でも、学校では、「先生」として存在していて、目の前の生徒に対しては責任をもって職務を果たしてきたのです。生徒がかわいい、次はどのような授業展開をしようか、そうしたら生徒はどんな表情でどんな反応をするのだろうか、時には同僚たちと相談しあい、気になる生徒については互いに語り合ってきました。こうして20年あまり加茂暁星高校の教育に貢献してきたつもりです。

こんなに働き続けても、正規教員でさえ解雇撤回は難しいと言われる今日、非正規雇用の教員には雇用を守る法律の保護がどのくらい及ぶのか、という不安は判決が出るまで拭い去ることはできませんでした。

判決は、私たちの主張をほぼ全面的に取り入れ、教育労働者としての誇りを認めました。しかし、残念ながら昨年うちに、学園は控訴してしまいました。幸いなことに、私たちには共に闘ってくれている組織があります。支援し、励まし支えてくれる多くの仲間がいます。地裁勝利判決をもらった時、みんなで抱き合って喜びあった瞬間をもう一度味わいたいと思っています。そしてこの非正規雇用者にとって大事な判決を高裁でも勝ち取る覚悟でいます。引き続きご支援ご協力お願いいたします。 [2011年3月記]

## このたいせつな判決を守るべく出来る限りのことを

原告 山田 ユリ子（非常勤講師）

雇い止めになり4年が過ぎ、裁判闘争3年を経て、昨年12月に誰もが難しいと思っていた裁判で勝利判決をもらいました。

私立加茂暁星高校で17年間非常勤講師を続けてきました。加茂暁星高校は、開校当初から非常勤講師が必要で、多くの非常勤講師は長期にわたり勤務し、専任教員と一緒に教育に携わってきました。

私たちは大切にされていたと思っています。学校の誰もが、非常勤講師を専任教員と差別することなく加茂暁星高校の教育を支える教員の一人とみなしてくれ、ずっと勤務してもらいたいという気持ちでいると感じていました。その気持ちを有難く思い、私もまたずっと生徒に数学を教えるて行きたいし行くのだろうと思っていました。

ところが2007年2月、突然校長に呼ばれ雇い止めを言われました。授業持ち時間数が0になった本当の理由（専任教員の持ち時間増）はもちろん、ねぎらいの言葉もなく、また他校への紹介などの配慮もないその不誠実な対応を忘れる事ができません。

公立高校退職の校長が来てから、加茂暁星高校は恣意的な学校経営がなされるようになりました。その結果、生徒、教員、父母を大切にされた教育で、地場産業を支える多くの卒業生を出し、昨年90周年を迎えた私立加茂暁星高校が様変わりしてしまいました。裁判では、学校の事、非常勤講師の仕事内容、雇い止めになった時の学校の対応、授業持ち時間が無くなった理由などを、陳述や準備書面、証人尋問などで正直に誠実に訴えてきました。

専任教員に匹敵する授業時数を受け持ちながらも非常勤講師として働き、扱いが不当だと思っても果たすべき責務は誠実に行ってきました。私たちは学校を信頼していました。それなのにまさか突然嘘の理由で雇い止めされるとは思ってもいませんでした。判決では、非常勤講師でも学校の主である授業に関して専任教員と同様の業務をしていたとみなされ、さらに1年ごとの契約でも期待権が認められました。この事は大きな成果だと思っています。

法律的に弱い立場の私たちが勇気を振り絞って裁判闘争に踏み切り、非正規雇用者の復職を求める裁判闘争は難しいと言われてもくじけず、その意義を信じ、いろんな人々の助けを得て闘い続けて本当によかったと思っています。

これからまた東京高裁での闘いが始まります。ぜひこの大切な判決を守るべく出来る限りのことを皆さまの協力、支援を糧として全力でやる覚悟でいます。 [2011年3月記]